

平成 25 年 3 月 4 日

大阪市条例第 30 号

## 大阪市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

### (趣旨)

第 1 条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「旧法」という。）第 110 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、旧法の例による。

### (指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準)

第 3 条 第 1 条の基準は、次条及び第 5 条に定めるもののほか、次に掲げる規定に定めるところによる。

- (1) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 24 年厚生労働省令第 10 号）第 1 条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号。以下「旧指定介護療養型医療施設基準」という。）第 1 条から第 22 条まで、第 23 条第 1 項、第 23 条の 2 から第 35 条まで及び第 36 条第 1 項並びに附則
- (2) 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成 13 年厚生労働省令第 8 号）附則第 41 条
- (3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 17 年厚生労働省令第 139 号）附則第 8 条

### (管理者の責務)

第 4 条 指定介護療養型医療施設の管理者は、前条に定める基準のうち、旧指定介護療養型医療施設基準第 6 条から第 22 条まで、第 23 条の 2 から第 35 条まで及び第 36 条第 1 項に係る部分並びに次条の規定に従業者に遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

### (記録の整備)

第 5 条 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する旧指定介護療養型医療施設基準第 36 条第 2 項各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から 5 年間保存しなければならない。

### (ユニット型指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準)

第 6 条 前 3 条（第 3 条中旧指定介護療養型医療施設基準第 1 条及び第 2 条並びに附則に係る部分並びに第 3 条第 2 号及び第 3 号に掲げる規定に係る部分を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型指定介護療養型医療施設（旧指定介護療養型医療施設基準第 37 条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準は、次項に定めるも

ののほか、旧指定介護療養型医療施設基準第 37 条から第 49 条まで並びに旧指定介護療養型医療施設基準第 50 条において準用する旧指定介護療養型医療施設基準第 6 条から第 10 条まで、第 13 条、第 15 条から第 17 条まで、第 21 条、第 22 条、第 23 条第 1 項、第 23 条の 2、第 27 条から第 35 条まで及び第 36 条第 1 項に定めるところによる。

- 2 前 2 条の規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第 4 条中「前条」とあるのは「第 6 条第 1 項」と、「第 6 条から第 22 条まで、第 23 条の 2」とあるのは「第 42 条から第 49 条まで並びに旧指定介護療養型医療施設基準第 50 条において準用する旧指定介護療養型医療施設基準第 6 条から第 10 条まで、第 13 条、第 15 条から第 17 条まで、第 21 条、第 22 条、第 23 条の 2、第 27 条」と、「次条」とあるのは「第 6 条第 2 項において読み替えて準用する第 5 条」と、前条中「第 36 条第 2 項各号」とあるのは「第 50 条において読み替えて準用する旧指定介護療養型医療施設基準第 36 条第 2 項各号」と読み替えるものとする。

(旧指定介護療養型医療施設基準等の改正に伴う経過措置)

第 7 条 旧指定介護療養型医療施設基準（旧指定介護療養型医療施設基準を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している指定介護療養型医療施設が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。